

小山町 保育の必要性の要件

2・3号認定で入園できるのは、0歳（生後3ヵ月以上）から小学校に就学するまでの乳幼児で、同世帯の65歳未満の方全員が次の要件のいずれかに該当する場合に申込みができます。

2・3号認定要件	保護者の状況	利用できる期間
①就労	月 64時間以上 働いていること（自営業、内職、農業を含む） 【例】1日4時間、週4日、月4週勤務	最長 就学前まで
②妊娠、出産	妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。	産前産後 各8週間
③疾病、傷害	疾病、負傷、若しくは精神又は身体に障害を有していること。 (例)1ヵ月以上の入院や長期安静を要すること。 身体障害者手帳4級以上を取得していること。	療養を必要としなくなるまで
④介護、看護等	同居又は別居の親族等を常時介護又は看護していること。 (例)1ヵ月以上の入院付き添いをする事。 心身障害者の介護、通所、通院に付き添うこと。 半年以上療養中の家族等を介護すること。	介護を必要としなくなるまで
⑤災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害復旧に当たっていること。	必要な期間
⑥就学	大学や専門学校に在学又は職業訓練等に從事していること。 ※通信教育は対象外	通学期間中
⑦育児休業中	<u>既にこども園等（2・3号認定）を利用しているお子様</u> がいて、継続利用が必要であること。	事由に該当する期間
⑧求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っていること。	最長2ヵ月
⑨その他	保育が必要であると認められた場合。	個別の事由による